

令和4年度 江戸川区認可外保育施設集団指導 (居宅訪問型保育事業(個人))

子ども家庭部子育て支援課
指導検査係

目次

第1部 制度概要編

第2部 指導監督基準解説編

第1部 制度概要編

江戸川区が指導監督を行うこととなった経緯

- ◆令和2年4月1日児童相談所（はあとポート）が江戸川区に設置
- ◆「児童相談所設置市の事務」が東京都から江戸川区へ移管された。
- ◆認可外保育施設に関する指導監督が、児童相談所設置市の事務として東京都から江戸川区へ移管された。

目次

1. 認可外保育施設の概要
2. 認可外保育施設の届出
3. 認可外保育施設の報告
4. 幼児教育・保育の無償化

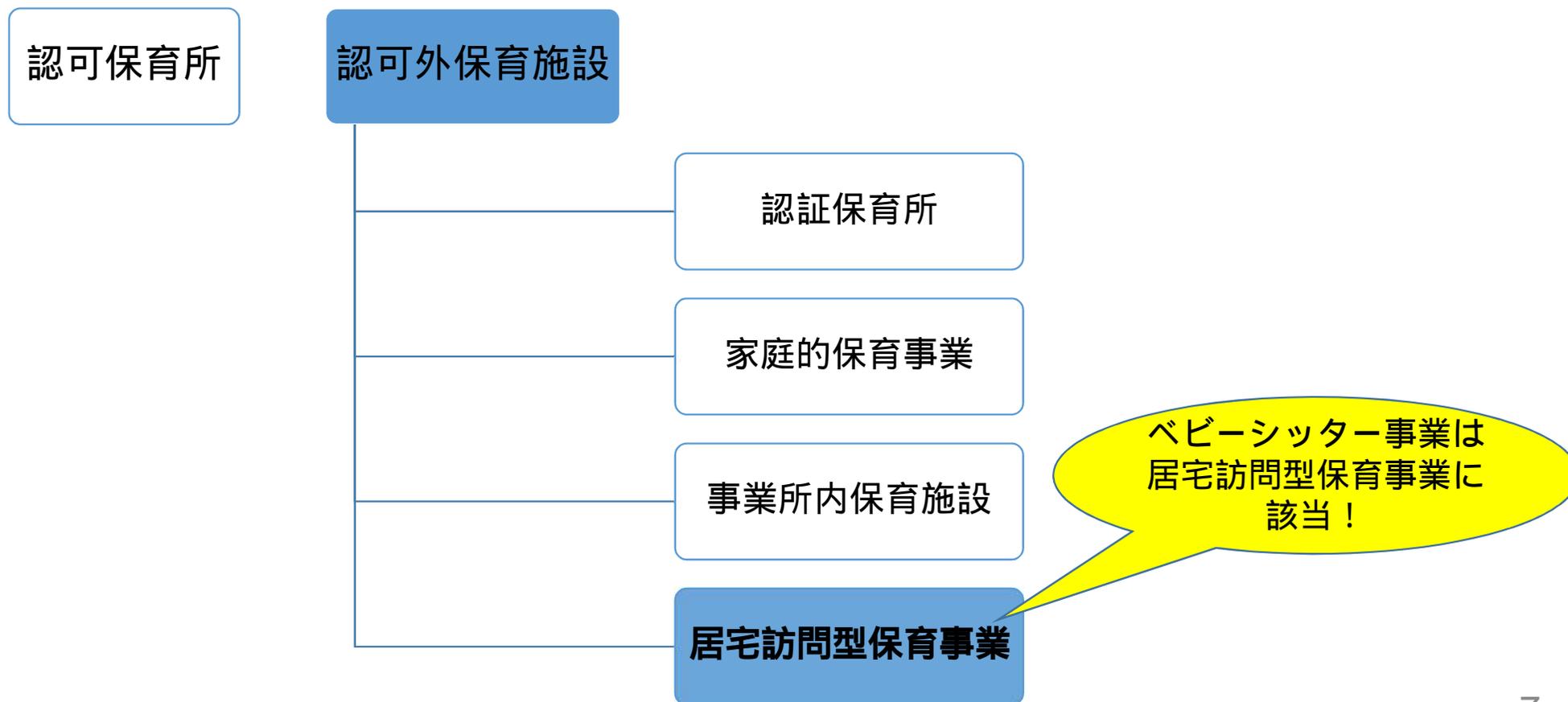
1. 認可外保育施設の概要

認可外保育施設とは・・・

- ◆保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所、地域型保育事業及び認定こども園以外のものの総称
- ◆利用料の有無や預かり時間の長短に関係なく、保育者の自宅で行うものや少人数のもの、児童の居宅等に訪問して行う事業も含まれる。

1. 認可外保育施設の概要

認可外保育施設の体系



1. 認可外保育施設の概要

認可外保育施設と江戸川区の関わり

- ◆事前指導
電話相談など
- ◆届出
設置（変更）届、休止・廃止届
- ◆報告
運営状況報告（年1回）、事故報告等
- ◆立入調査、集団指導
指摘事項がある場合、改善状況報告書を提出
- ◆その他（調査協力依頼等）
厚生労働省からの調査、研修の案内等

2. 認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出義務

- ◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1月以内に都道府県知事（江戸川区長）へ届け出なければならない。

児童福祉法第59条の2第1項又は第2項

- ◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

児童福祉法第62条の4

2. 認可外保育施設の届出

届出の種別

◆設置届

事業開始後、様式及びその他添付書類により必要事項を届け出る。

別記第1号様式、別記第1号様式別紙3の2

◆変更届

事業開始後、届出事項に変更があった場合、変更内容を届け出る。

別記第2号様式

◆休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、届け出る。

別記第3号様式

3. 認可外保育施設の報告

江戸川区への報告

◆運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

◆事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が
発生した場合に報告

報告先

江戸川区子ども家庭部子育て支援課指導検査係

（電話：03-5662-0349 内線2868）

3. 認可外保育施設の報告

事故報告について

- ◆事故の発生及び再発防止に関する努力義務や、事故が発生した場合における都道府県（江戸川区）への報告が義務化。

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第123号）

3. 認可外保育施設の報告

事故報告について

◆報告の対象となる重大事故の範囲

○死亡事故

○治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

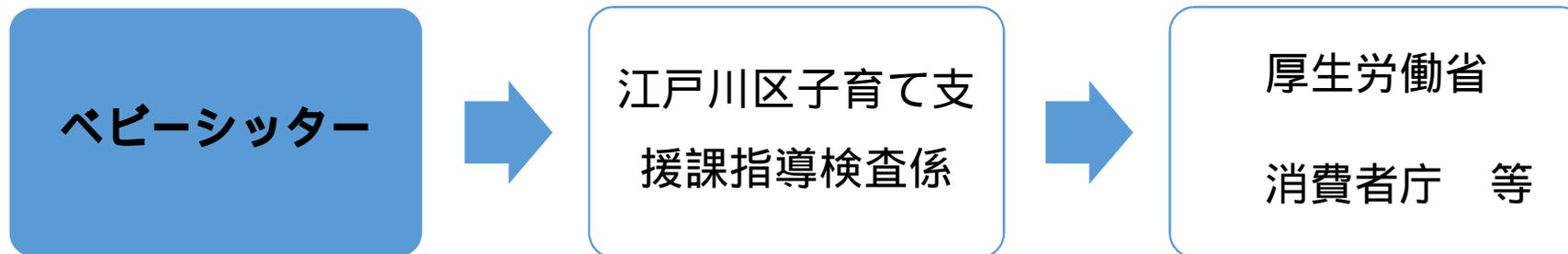
意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故については、その後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。

3. 認可外保育施設の報告

事故報告の流れ

第1報：原則事故発生当日
(遅くとも事故発生翌日)
第2報：原則1ヶ月以内

ベビーシッターからの報告
を受け、関係機関へ報告



4. 幼児教育・保育の無償化関係

無償化の対象施設となるには

江戸川区への届出（設置届）

江戸川区の「確認」を受けるための申請（確認申請）

利用者が「保育の必要性の認定」を受けること

国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと

は証明書の交付を受けていることが必要

4. 幼児教育・保育の無償化関係

証明書が交付されるには

◆立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設に交付

《指摘事項が無い場合》

原則として、立入調査又は集団指導後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付交付

《指摘事項がある場合》

原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付交付